

極真会館熊本県早田道場 契約書

極真会館熊本県早田道場 早田 信（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、次のとおり契約する。

第1条 乙は、本契約書に同意し 署名 押印を行わないと極真会館熊本県早田道場に入門出来ない。
または、乙の子供を入門させられない。本契約成立前の入門者が本契約書に同意し署名 押印を行わない場合は退会する。

第2条 乙は、極真会館熊本県早田道場の稽古や大会でケガをすることや 最悪の場合死亡する可能性があることに同意し、稽古や試合に参加する。または子供を参加させる。

第3条 乙や、乙の子供が、極真会館熊本県早田道場の稽古や大会でケガをしたり、死亡した場合、甲や相手側に保険補償以外の賠償請求を一切行わない。但し悪意のある行為によつてのケガや死亡等は例外とする。

第4条 乙や、乙の子供が、極真会館熊本県早田道場の稽古や大会でケガをした際、ケガをした本人の治療に関係ない品や、本人以外が使用したり 飲食したりする品を購入し、その代金を 甲や相手側に支払うよう求めることを一切行わない。

第5条 乙や、乙の子供が、極真会館熊本県早田道場の稽古や大会でケガをした際、甲や相手側にケガの治療に関係ない美容等に関する処置を求めることを一切行わない。

第6条 乙が極真会館熊本県早田道場に通わせる子供には、頭部への防具装着に対する取り決めを家庭で決めておく。
例えば、スパーリング時は必ず頭部の防具を装着する。防具がない場合はその稽古を見学する 等。

第7条 乙が極真会館熊本県早田道場に通わせる子供が、指導員の指示を聞かず頭部への防具を装着しなかった際に頭部や顔にケガがあった場合、甲や相手側に 保険補償以外の賠償請求を一切行わない。

第8条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

第9条 乙が甲との契約違反をしたなど甲への不誠実な言動があった場合、また月会費を2か月滞納した場合、本契約を解除し 直ちに退会していただき、損害賠償請求を行う。

以上、本契約成立の証として、本契約書を1部作成し、甲側にて保管する。

年 月 日

(甲) 住所/熊本県熊本市中央区大江5丁目3-33-3F 極真会館熊本県早田道場

氏名/

印

(乙) 住所/

氏名/

印